

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和○年○月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に入社、平成○年○月にC県D市所在の会社E事業グループ（以下「事業グループ」という。）に配属され、同年○月に事業グループのグループリーダーとなり、同グループの統括管理、業務計画の策定及び実績管理、社内外調整等の業務を担当していた。

請求人によれば、事業グループ配属前の平成○年○月頃から早朝覚醒の症状が出始めたという。

請求人は、同年○月にF病院に受診したところ、「うつ病」と診断され、平成○年○月○日まで治療を継続したが、事業グループ配属後の平成○年○月から同病院への通院を再開した。請求人によれば、上司から事業グループの黒字達成を求められて不適切な会計処理をせざるを得なくなり、平成○年○月○日に社外に公表されるに至ったことを主な要因として「うつ病」が悪化したとしている。

請求人は、業務上の事由により精神障害が悪化したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害の悪化は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の精神障害の悪化が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 精神障害の発病の有無及び発病等の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け医学的見解において、要旨、請求人は、平成〇年頃からICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」の既往歴があり、平成〇年〇月には一時改善して治療を中断したものの、平成〇年〇月に早朝覚醒、イライラ感等の症状が再び出現、前回のエピソードと併せて「F33 反復性うつ病性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病し、本件疾病は、平成〇年〇月に悪化したと意見している。

請求人の症状の経過及び医証等に照らすと、当審査会としても専門部会の意見は妥当なものと判断する。

- (2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 請求人は、平成〇年〇月〇日から会社を休業せざるを得なかったのは、業務による強い心理的負荷により、請求人に発病していた精神障害が悪化したためであると主張する。

認定基準によれば、精神障害の悪化に業務起因性が認められるのは、当該精神障害の悪化前おおむね6か月の間において、認定基準別表1所定の「特別な出来事」が認められる場合であることから、本件においても、本件疾病が悪化したとされる平成〇年〇月以前おおむね6か月間において、認定基準別表1所定の「特別な出来事」があったか否かが問題となる。

(4) 請求人は、「特別な出来事」の評価期間において、心理的負荷を受けた業務による出来事は請求人が関与したとされる不正経理であると主張する。

確かにこの不正経理について、会社作成の文書、同G宛て改善報告書及び改善状況報告書によれば、不正額が総額約〇億円に上り、その後対外的に公表されていることから、その実行行為者とされた請求人にとっては、相応の心理的負荷になるものと認められる。

しかしながら、この出来事を受けたその後の会社による請求人に対する処分が降格等にとどまっていることからして、当審査会としては、当該出来事が、認定基準別表1の特別な出来事の類型に掲げられた心理的負荷が極度のもの、すなわち、生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした、業務に関連し、他人を死亡させ、又は生死にかかわる重大なケガを負わせた等や、その他これらに準ずる程度の心理的負荷が極度と認められるものに該当するとは判断できない。

(5) さらに、請求人は、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当する出来事があった旨主張するが、前記のとおり、本件においては、「特別な出来事」の有無が問題となるところ、請求人が主張するこれら出来事は、上記で示した認定基準別表1所定の特別な出来事に該当する出来事とは言えない。

また、請求人には、極度の長時間労働も認められない。

(6) 業務以外の心理的負荷については、請求人の申述から、認定基準別表2の具体的出来事、「子供の入試・進学があった又は子供が受験勉強を始めた」(平均的な心理的負荷の強度I)に該当する出来事があったものと認められるが、上記判断に何らの影響を与えるものではない。

(7) 個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病していた本件疾病の悪化は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支

給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。